

令和4年度  
(2022年度)

監査結果報告書

吹田市監査委員



4 監 第 4 1 6 号  
令和 5 年 4 月 6 日  
(2023年)

吹田市監査委員 橋本 敏子  
吹田市監査委員 谷 義孝  
吹田市監査委員 山本 力  
吹田市監査委員 橋本 潤

令和 4 年度（2022年度）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定により令和4年度の監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を提出します。

# 目 次

	ページ
第1 監査の種類	1
第2 財務監査及び行政監査（定期監査）	
1 監査の範囲	1
2 監査対象部局	1
3 準拠した規定	2
4 監査の着眼点	2
5 監査の実施内容	2
6 監査の結果	3
7 意見	4
第3 工事監査	
1 監査の範囲	5
2 監査対象工事	5
3 準拠した規定	5
4 監査の着眼点	5
5 監査の実施内容	6
6 監査対象工事の概要	7
7 監査の結果	7
第4 財政援助団体等監査（出資団体及び財政援助団体）	
1 監査の範囲	8
2 監査対象団体及び所管部局	8
3 準拠した規定	8
4 監査の着眼点	8
5 監査の実施内容	8
6 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団に係る監査の結果及び 意見	9
7 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会に係る監査の結果及び意見	10

## 第1 監査の種類

本監査結果報告書に記載の監査の種類は、財務監査及び行政監査（定期監査）、工事監査並びに財政援助団体等監査（出資団体及び財政援助団体）です。

## 第2 財務監査及び行政監査（定期監査）

### 1 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第2項に規定する本市の財務に関する事務その他の事務の執行及び本市の経営に係る事業の管理について、原則として令和4年度の事務を対象として、監査を行いました。

### 2 監査対象部局（組織の名称は、監査実施時点のものです。）

- (1) 総務部（危機管理室、秘書課、広報課、総務室、法制室、人事室及び契約検査室）
- (2) 行政経営部（企画財政室及び情報政策室）
- (3) 税務部（税制課、資産税課、市民税課、納税課及び債権管理課）
- (4) 市民部（市民総務室、市民課、山田出張所、千里丘出張所、千里出張所、人権政策室、交流活動館、男女共同参画センター及び市民自治推進室）
- (5) 都市魅力部（地域経済振興室、シティプロモーション推進室及び文化スポーツ推進室）
- (6) 下水道部（経営室、管路保全室及び水再生室）
- (7) 会計室
- (8) 消防本部（総務予防室、警防救急室、指令情報室、南消防署、北消防署、西消防署及び東消防署）
- (9) 水道部（総務室、企画室、工務室及び浄水室）
- (10) 地域教育部（まなびの支援課、中央図書館、千里図書館、さんくす図書館、江坂図書館、千里山・佐井寺図書館、山田駅前図書館、千里丘図書館、健都ライブラリー、文化財保護課、青少年室、青少年クリエイティブセンター及び放課後子ども育成室）
- (11) 議会事務局
- (12) 選挙管理委員会事務局
- (13) 公平委員会事務局
- (14) 監査委員事務局
- (15) 農業委員会事務局
- (16) 固定資産評価審査委員会事務局
- (17) 小学校及び中学校（吹田第三小学校、吹田第六小学校、山手小学校、山田第

二小学校、山田第三小学校、南山田小学校、北山田小学校、佐竹台小学校、高野台小学校、第五中学校、南千里中学校、山田中学校及び山田東中学校)

### 3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査委員に関する条例第7条、吹田市監査基準及び令和4年度(2022年度)財務監査及び行政監査実施計画

### 4 監査の着眼点

#### (1) 着眼点

ア 次に掲げる事務が、法令等に従い、かつ、必要な決裁を受け、適正に執行されているか。

(ア) 公金の徴収及び滞納整理の事務

(イ) 契約の事務

(ロ) 補助金等の交付及び貸付金の貸付けの事務

(ハ) 損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務

(ニ) 旅費の支給の事務

(ホ) その他の支出負担行為の事務

(ヘ) 現金及び有価証券の取扱い並びに財産の管理の事務

(ト) 行政財産目的外使用の許可の事務

イ 事務事業が経済的かつ効率的に執行されているか。

ウ 事務事業が市民負担の軽減及び市民サービスの向上が図られるよう執行されているか。

#### (2) 重点事項

契約の事務(主に契約の相手方の選定及び契約の締結並びに履行の確認)

### 5 監査の実施内容

#### (1) 監査の実施期間

令和4年10月3日から令和5年3月29日まで

#### (2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象部局の会議室等

#### (3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象部局の会議室等で、関係書類を抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に關係職員の出席を求めて口頭により、監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び聴取した事項の評価を行いました。

## 6 監査の結果

- (1) 上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。ただし、ア、イ及びケに掲げる事務については、(2)に記載の是正を要する事項が見受けられました。

ア 納入通知、督促等の公金の徴収の事務

イ 入札、見積合せ、随意交渉等の契約の相手方の選定、契約の締結、契約の保証の取得、履行の確認等の契約事務

ウ 補助金等の交付の事務

エ 未収貸付金の督促を含む貸付金の貸付けの事務

オ 保険証券の保管を含む損害賠償責任保険等の加入及び保険金の請求の事務

カ 物品出納を含む物品購入の事務

キ 報酬、負担金等の支出の事務

ク 旅費の支給の事務

ケ 現金及び切手その他有価証券の取扱いの事務

コ 備品台帳の整理を含む公印その他の備品の管理の事務

サ 法令に基づく保守点検等の施設の管理の事務

シ 普通財産の貸付け及び貸付料の徴収の事務

ス 行政財産目的外使用に係る許可並びに使用料等の徴収の事務

セ 予算流用の事務

- (2) 監査実施時点において見受けられた是正を要する事項は、次のとおりです。

ア 現金出納員が収納した現金は翌日までに会計管理者の口座に払い込まなければなりません。令和4年6月28日から同年8月24日までの間に現金出納員の口座に振り込まれた新型コロナウイルス等感染症対策基金への寄附金合計10,070,000円が、事前監査時点（同年10月13日）で、現金出納員の口座に残されており、調定も行われていませんでした。（総務部危機管理室における収入事務）

イ 債務負担行為に基づく本庁舎E S C O事業省エネルギーサービス委託契約について、履行保証保険契約の保険金額は契約金額総額に基づき算定しなければなりません。当年度分の契約金額に基づき算定していませんでした。（総務部総務室における契約事務）

ウ デジタルモノクロ複合機保守業務委託契約において、起案の契約書（案）どおりの契約書1通及びこの契約書の偶数ページが欠落した状態の契約書1通が作成されていました。なお、ページが欠落したものを本市が保管していました。（市民部市民課における契約事務）

エ 竹見台多目的施設清掃業務委託契約において、南竹見台小学校跡という施設の性質上、使用しない場所が多いため、毎日、施設の使用状況を示し、使

用した場所は他の場所よりも入念な清掃をする運用をしていましたが、仕様書は全ての場所について入念な清掃を義務付けているように読めるものとなっていました。ただし、契約金額は、実際の運用どおり施設の使用状況に応じた内容の清掃を行う想定で積算した額の範囲内となっていました。（市民部市民自治推進室における契約事務）

オ 保管する葉書について、受払簿が作成されていませんでした。（江坂図書館における現金・切手・備品管理）

カ 学校等警備業務委託契約において、受託者は巡回警備の際にパトロールレコーダー用番号鍵により巡回日時を記録して警備業務日誌に添付することとなっていますが、巡回日時が記録されていた所定の記録場所5箇所のうち2箇所に番号鍵が設置されていませんでした。（佐竹台小学校に係る契約事務）

## 7 意見

- (1) 設置した事業者でないと保守を行うことができない設備、システム等について、保守業務を設置した事業者に行わせる単独随意契約が少なくありません。保守を必要とする設備、システム等の導入に当たっては、導入時から保守費用（ランニングコスト）を確認し、導入費用（イニシャルコスト）と保守費用とを合わせた総費用（ライフサイクルコスト）により契約相手方を選定することを検討してください。その場合には、徴取した見積額で確実に保守を受けることができるよう、複数年契約をするなどの対策も、併せて検討してください。
- (2) 複数の契約で委託していた業務を1つの契約で委託するように変えることで、スケールメリットが生じ、委託料の総額が下がる、1つの契約で委託していた業務を複数の契約に分けて委託するように変えることで、複数の入札参加者が確保されて競争性が向上し、委託料の総額が下がるなど、全体として本市が受ける業務が同じでも契約方法を変えることで経費が下がる場合があると思われれます。前年度と同様の契約も含めて、契約の仕様を決める際には、このことに留意してください。
- (3) 令和2年12月に自動販売機設置事業者の選定等に係る基本的な考え方が改定され、指定管理者が自主事業として施設内に自動販売機を設置することが可能になり、その場合に指定管理者が納付する目的外使用料は、条例等に定められた最低使用料以上の額とされましたが、この制度により指定管理者から納付される使用料が、最低使用料にほぼ近い額となっており、本市が自動販売機の設置者を選定して目的外使用許可をしていたときに納付されていた使用料よりも、大幅に減少している場合があります。本市に納付される使用料が減少していても不合理ではないといえるよう、施設利用者等への利益の還元が十分になされ、施設の効果的な活用が図られているかについて、指定管理者に対し自動販売機の設置に係る収支状況について報告を求めた上で、検証する制度を設け

る、指定管理者の当該自主事業への意欲を失わせない範囲内で、本市に納付される使用料の減少が大幅なものにならないよう使用料を設定する制度とするなど、制度の改善を検討してください。

- (4) 職員会館の建物については、耐震性能に関する基準を満たさないことが明らかになって長期間が経過しています。利用者の安全を確保するため、建物の耐震補強を実施するにせよ、建物を撤去するにせよ、期限を定めて、今後の対応策を検討し、措置を講じてください。
- (5) 財務監査の重点項目の契約事務について、令和3年度の監査対象部局と同様、今年度の監査対象部局においても、ミスが令和2年度に比べ減少しています。監査対象部局の改善に向けた取組の成果であると思われますので、引き続き適切な事務処理に努めてください。
- (6) 令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知がありましたが、外部監査人の指摘（結果）、意見等に対し、その一部に対し措置を講じただけで「措置済み」としていると思われるものや、その一部が解決されただけで「措置せず」としていると思われるものがありました。外部監査人の指摘、意見等の全てに対し、そのとおりの措置を講じなければならないものではありませんが、しっかりと受け止めた上で、誠実に対応してください。
- (7) ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行により、業務の流れが変わると考えられますので、内部統制のあり方もこれに応じたものへと変えていってください。

### 第3 工事監査

#### 1 監査の範囲

地方自治法第199条第1項に規定する本市の財務に関する事務のうち、工事の設計、施工等について監査を行いました。

#### 2 監査対象工事

吹田市公共下水道事業雨水レベルアップ整備工事中の島・片山第2工区  
(監査対象工事は、進捗状況等を勘案して選定しました。)

#### 3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和4年度（2022年度）工事監査実施計画

#### 4 監査の着眼点

##### (1) 計画



ア 事業の目的が市民の福祉の増進に資するものとなっているか。

イ 工事の計画関係書類が整備されているか。

(2) 設計

ア 現地の事前調査が十分に行われているか。

イ 法令等に適合し、設計基準、設計資料等を的確に反映しているか。

ウ 工事目的物の維持管理、コスト削減及び環境への配慮がなされているか。

エ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書が的確に作成されているか。

(3) 積算

ア 積算基準、積算資料等の運用が適正に行われているか。また、数量及び金額が明確な積算根拠に基づき算出されているか。

イ 歩掛及び単価が適正か。また、施工の条件等が歩掛及び単価に的確に反映されているか。

ウ 積算書等の照査が適正に行われているか。

(4) 契約

ア 契約の相手方の選定及び契約の締結の事務が適正に行われているか。

イ 契約書等の関係書類及び帳簿が整備されているか。また、契約保証金の取扱いが適正に行われているか。

(5) 施工

ア 官公庁に対する工事施工に関する必要な手続が行われているか。

イ 工事施工計画が適切か。また、施工計画関係書類が整備されているか。

ウ 法令等を遵守し、設計図書どおりに施工されているか。また、環境に配慮した施工がなされているか。

エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類が整備されているか。

オ 各種検査、材料試験等が適正に行われているか。また、その記録が整備されているか。

カ 工程管理、品質管理及び現場の安全管理が適切に行われているか。

キ 工期変更及び設計変更の理由、内容及び変更の時期が適切か。

ク 関連工事との連絡調整が適切に行われているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の実施期間

令和4年12月19日から令和5年3月29日まで

(2) 監査の実施場所

監査委員室及び工事現場

(3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、関係書類の提出を求め確認し、監査委員室で関係職員から事情を聴取するとともに、工事現場での調査を実施しました。

事前監査のうちの工事の技術に関する調査は、専門的知識を必要とするため、技術士で組織される団体である公益社団法人大阪技術振興協会からの助言を得て実施しました。

監査委員全員による本監査においては、監査委員室で関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場で調査を実施し、提出を受けた監査資料、聴取した事項等の評価を行いました。

## 6 監査対象工事の概要（契約金額及び工期は監査時点のものです。）

### (1) 名称

吹田市公共下水道事業雨水レベルアップ整備工事中の島・片山第2工区

### (2) 種類

土木一式

### (3) 場所

吹田市内本町2丁目地内ほか

### (4) 内容

特殊人孔工（分水マンホール、落差マンホール） 7箇所

土留工 鋼製ケーシング式土留、ライナープレート式土留

管推進工（接続管路等） 内径800mm～1,650mm、路線延長360.45m

工法：泥濃式推進工法

管布設工（接続管路等） 内径1,100mm、路線延長7.00m

工法：開削工法（鋼矢板土留）

附帯工 一式

### (5) 契約金額

1,217,793,500円

### (6) 工期

令和2年5月29日から令和5年7月31日まで

### (7) 関係部局

下水道部管路保全室（事務事業及び工事執行所管）及び総務部契約検査室（契約手続所管）

## 7 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした次に掲げる事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。

### (1) 設計に係る事務

### (2) 契約の相手方の選定等の契約事務

### (3) 工事施工及び工程管理に係る事務

### (4) 安全管理に係る事務

## 第4 財政援助団体等監査（出資団体及び財政援助団体）

### 1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項に規定する本市が資本金等の4分の1以上を出資している団体及び本市が補助金等の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該出資又は財政的援助に係るものについて監査を行いました。

### 2 監査対象団体及び所管部局

- (1) 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団（出資団体）及び健康医療部健康まちづくり室
- (2) 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会（財政援助団体）及び福祉部福祉総務室

### 3 準拠した規定

地方自治法第199条並びに吹田市監査基準及び令和4年度（2022年度）財政援助団体等監査実施計画

### 4 監査の着眼点

- (1) 定款、経理規程等が整備されているか。また、それらに基づいた事務が執行されているか。
- (2) 決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 出納関係帳票等の整備及び記帳が適正になされているか。
- (4) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (5) 経営成績及び財政状態が良好か。
- (6) 資金の運用が適切か。
- (7) 事業運営における経済性、効率性及び透明性の確保が図られているか。
- (8) 現金、預金通帳及び銀行印その他財産の管理が適切に行われているか。

### 5 監査の実施内容

#### (1) 監査の実施期間

令和4年9月14日から令和5年3月29日まで

#### (2) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体の施設の会議室等

#### (3) 監査の実施手続

監査委員事務局職員による事前監査においては、監査対象団体の施設の会議室等で、関係書類の提出を求め抽出して確認するとともに、関係職員から事情を聴取しました。

監査委員全員による本監査においては、書面及び監査委員室に關係職員の出

席を求めて口頭により、監査対象団体及び監査対象部局から説明を聴取し、提出を受けた監査資料及び聴取した事項の評価を行いました。

## 6 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団に係る監査の結果及び意見

### (1) 公益財団法人吹田市健康づくり推進事業団の概要

#### ア 設立年月日

平成3年（1991年）3月29日（平成25年（2013年）4月に財団法人から移行）

#### イ 団体の目的

当団体は、市民の自主的な健康づくりの実践活動を促進し、支援することにより市民の健康増進に寄与することを目的としています。

#### ウ 基本財産

2億円（本市全額出捐<sup>えん</sup>）

#### エ 主な事業内容

(7) 運動、栄養及び休養の均衡のとれた生活習慣の形成を目的とした安全で科学的根拠に基づく健康づくりの実践指導

(イ) 健康づくり指導者の育成並びに健康づくりの地域推進組織の育成及び支援

(ウ) 市民向け健康情報紙の発行、各種パンフレットの発行及び配布などによる健康づくりの啓発及び普及

(エ) 市民参加による健康づくりイベントの開催

#### オ 令和3年度決算

当期一般正味財産増減額	△1,965,129円
一般正味財産期首残高	31,551,693円
一般正味財産期末残高	29,586,564円
当期指定正味財産増減額	0円
指定正味財産期首残高	200,000,000円
指定正味財産期末残高	200,000,000円
正味財産期末残高	229,586,564円

### (2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の出資の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めました。ただし、監査実施時点において、次のとおり是正を要する事項が見受けられました。

財務会計規則により、補助簿として特定資産台帳を備え、減価償却引当資産、固定資産購入引当資産及び30周年記念事業準備資金について記載しなければなりません。台帳を備えていませんでした。

### (3) 意見

ア 当団体の決算の推移を見ると、一般正味財産の減少が続いており、このままでは本市からの出捐金を原資とする指定正味財産 2 億円を減少させるおそれがあります。安定的な経営に向けた改善を図るため、今後の事業展開と収支見通しを明らかにした中期的な経営計画の策定を検討してください。

イ 本市からの健康づくり活動推進事業補助金について、令和 3 年度包括外部監査結果報告書では「補助金支出に対する成果が不十分であり経済性に欠ける。補助事業そのものを抜本的に見直すことが必要である。」との意見が付されています。この意見に対し、令和元年度から令和 2 年度にかけて既存事業の内容を精査し事業再編を行ったこと、令和 3 年度に一部の事業で事業実施に係るコストを削減しつつも、参加者数を大幅に増やすことができたことをもって、現時点では抜本的な見直しは必要ないとして、措置状況を「措置せず」としてはいますが、当団体の収入の約 9 割を占める当該補助金なくしては事業活動が立ち行かない状況にあり、補助事業について不断の見直しが求められます。当団体においては見える形で継続的な改善を図り、所管部局においては当団体に対して助言、指導等を行うよう努めてください。

## 7 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会に係る監査の結果及び意見

### (1) 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会の概要

ア 設立年月日

昭和 26 年（1951 年）4 月 1 日（昭和 45 年（1970 年）12 月 10 日に法人認可）

イ 団体の目的

当団体は、吹田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

ウ 基本財産

300 万円

エ 主な事業内容

- (ア) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (ウ) ボランティア活動の振興
- (エ) 各種相談に関する事業
- (オ) 権利擁護に関する事業

オ 本市の交付している補助金

- (ア) 地区福祉委員会による活動をはじめとする地域福祉を推進するための地域福祉推進活動補助金（令和 3 年度交付額 63,604,902 円）
- (イ) ひとり暮らしの高齢者を対象として昼食会を実施するためのふれあい昼食会補助金（令和 3 年度交付額 1,519,500 円）

(ウ) 認知症高齢者等が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービス利用  
援助等を行うための日常生活自立支援事業補助金（令和3年度交付額  
13,303,534円）

(2) 監査の結果

上記の1から5までの記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、重要な  
点においておおむね、監査の対象とした事務等が法令に適合し、本市の財政的  
援助の目的に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていると認めまし  
た。

(3) 意見

ア 地域福祉推進活動補助金は、当該活動に従事する職員の人件費を補助対象  
経費の一部としており、職員の業務量に基づき設定した補助率の85パーセン  
トは、約10年間変更されていませんが、当団体が行う事業の変化に伴い、当  
団体の職員の業務量の割合も変化していると思われるので、所管部局にお  
いては、実態に合う補助率となるよう検証を行ってください。

イ 地域福祉推進活動補助金の補助対象活動の1つである各地区福祉委員会に  
よる見守り声かけ訪問について、地区によって、訪問時に配布する見舞品の  
単価に大きな開きがあります。各地区の実情に応じ、見舞品の有無及び内容  
が異なることは許容されると思われませんが、見舞品の単価の開きが大きなも  
のにならないよう、当団体及び所管部局で調整して、基準を設けることを検  
討してください。